

多治見市有害鳥獣被害防止防護柵設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、有害鳥獣被害防止防護柵設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金は、防護柵を購入する経費の一部を補助することにより、有害鳥獣による農作物への被害を防止することを目的として交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 多治見市の区域内に住所を有する者又は多治見市の区域内に主たる事務所を置く法人であること。
- (2) 本市における市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納していないこと（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める場合を含む。）。
- (3) 多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が所有し、又は耕作する多治見市の区域内の農地（農地台帳に記載されている農地をいう。以下同じ。）に設置する防護柵（バッテリー等の電源による電気柵（バッテリー一式、電線、ガイシ及びパイルからなる設備をいう。以下同じ。）又はワイヤーメッシュ柵をいう。以下同じ。）の購入に係る費用（設置に係る工事費等に係る費用は含まない。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、補助金は交付しない。

- (1) 補助対象経費について、他の補助金等の交付を申請し、又は交付を受けているとき。
- (2) 補助金の交付を受けた者が第11条に規定する管理期間の満了前に同一の農地に防護柵を設置するとき（やむを得ない事情があると市長が認める場合を除

く。) 。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。）とする。ただし、5万円を上限とする。

2 補助金の交付総額は、予算に定める額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、有害鳥獣被害防止防護柵設置費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 計画図

(3) 防護柵の購入に係る見積書

(交付決定)

第6条 前条の規定による申請を受けた市長は、速やかにその内容を審査したうえ、補助金の交付の可否を決定し、有害鳥獣被害防止防護柵設置費補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、防護柵の設置完了後30日以内に、有害鳥獣被害防止防護柵設置費補助金実績報告書（別記様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 防護柵の設置写真

(2) 防護柵の購入に係る領収書又は支払いを証明できる書類の写し

(交付額の確定)

第8条 前条の規定による実績報告を受けた市長は、速やかにその内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、有害鳥獣被害防止防護柵設置費補助金額確定通知書（別記様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定による交付額の確定の通知を受けた補助事業者は、速やかに有害

鳥獣被害防止防護柵設置費補助金交付請求書（別記様式第5号）により、補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による適正な請求を受けた日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（管理期間）

第11条 補助事業者は、補助対象となった防護柵を電気柵にあつては8年間、ワイヤーメッシュ柵にあつては14年間、有害鳥獣による農作物への被害を防止するため適正に管理しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） やむを得ない事情があると市長が認める場合を除き、前条に規定する管理期間を満了する前に防護柵を撤去したとき。

（3） その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、当該取り消された補助金の返還を命ずるものとする。

（委任）

第13条 補助金の交付に関しこの要綱及び多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 多治見市補助金等交付要綱の一部を次のように改正する。

別表第1 6 農林水産業の款2 林業振興対策事業の項1 有害鳥獣捕獲事業の目に次のように加える。

2 有害鳥獣被害防止防護柵設置事業						
1 有害鳥獣被害防止	市の有害鳥獣被害防止防護	要綱による。	要綱による。	要綱による。		

	防護柵 設置事 業	柵設置費 補助金交 付要綱に よる。				
--	-----------------	-----------------------------	--	--	--	--

法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

年 月 日

様

多治見市長



有害鳥獣被害防止防護柵設置費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった有害鳥獣被害防止防護柵設置費補助金について、次のとおり（交付すること・交付しないこと）に決定したので、多治見市有害鳥獣被害防止防護柵設置費補助金交付要綱第 6 条の規定により、通知します。

補助指令番号	多治見市指令財第 号
交付決定額	円

※補助金の交付を受ける防護柵は、電気柵にあっては 8 年間、ワイヤーメッシュ柵にあっては 14 年間、有害鳥獣による農作物への被害を防止するため適正に管理すること。

（交付しないこととした理由）

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日

多治見市長

申請者

住所

氏名

電話番号

有害鳥獣被害防止防護柵設置費補助金実績報告書

年 月 日付け多治見市指令財第 号で交付決定のあった有害鳥獣被害防止防護柵設置費補助金について、防護柵の設置が終了したので、多治見市有害鳥獣被害防止防護柵設置費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 防護柵の設置場所 多治見市

※複数個所に設置する場合は、別紙にて一覧を添付してください。

2 添付書類

（1） 防護柵の設置写真

（2） 防護柵の購入に係る領収書又は支払いを証明できる書類の写し

年 月 日

様

多治見市長



有害鳥獣被害防止防護柵設置費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった有害鳥獣被害防止防護柵設置費補助金について、次のとおり額を確定したので、多治見市有害鳥獣被害防止防護柵設置費補助金交付要綱第 8 条の規定により、通知します。

補助指令番号	多治見市指令財第 号
交付確定額	円

年 月 日

多治見市長

申請者 千
住所
氏名
電話番号

有害鳥獣被害防止防護柵設置費補助金交付請求書

年 月 日付けで額確定の通知を受けた有害鳥獣被害防止防護柵
設置費補助金（多治見市指令財第 号）について、多治見市有害鳥獣被害防止防
護柵設置費補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額

--

円

2 支援金振込先

金 融 機 関 名	
支 店 名	
口 座 種 別	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	
フ リ ガ ナ	
口 座 名 義 人	